

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

- |  |  |
|--|--|
| <p>準用されたい。</p> <p>③ 「サービス提供体制強化加算」については、（別紙12—13）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」の添付は、49⑧で添付されていれば、不要である。</p> <p>④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。</p> <p>51 介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>① 「施設等の区分」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、41①を準用されたい。</p> <p>② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるため、7③を準用されたい。</p> <p>③ 「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条、共用型については、第8条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。<br/>なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位ごとの1月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。</p> <p>④ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、7⑥を準用されたい。</p> <p>⑤ 「生活機能向上連携加算」については、通所介護と同様であるので、7⑧を準用されたい。</p> <p>⑥ 「個別機能訓練体制」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、41⑥を準用されたい。</p> <p>⑦ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、7⑬を準用されたい。</p> <p>⑧ 「栄養改善体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> | <p>「サービス提供体制強化加算に関する届出書」の添付は、45⑤で添付されていれば、不要である。</p> <p>③ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。</p> <p>48 介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>① 「施設等の区分」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、38①を準用されたい。</p> <p>② 「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるため、6②を準用されたい。</p> <p>③ 「個別機能訓練体制」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、38③を準用されたい。</p> <p>④ 「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、6⑥を準用されたい。</p> <p>⑤ 「栄養改善体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注7に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑥ 「口腔機能向上体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注8に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑦ 「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条、グループホーム活用型については、第8条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。<br/>なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位数ごとの1月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。</p> |
|--|--|

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

- |  |  |
|--|--|
| <p>⑨ 「<u>口腔機能向上体制</u>」については、<u>地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注10に該当する場合に「あり」と記載させること。</u></p> <p>⑩ 「<u>サービス提供体制強化加算</u>」については、<u>認知症対応型通所介護と同様であるので、41⑩を準用されたい。</u></p> <p>⑪ 「<u>介護職員処遇改善加算</u>」については<u>訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。</u></p> <p>⑫ <u>一体的に運営がされている「認知症対応型通所介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。</u></p> <p>52 <u>介護予防小規模多機能型居宅介護</u></p> <p>① 「<u>施設等の区分</u>」については、<u>小規模多機能型居宅介護と同様であるため、42①を準用されたい。</u></p> <p>② 「<u>職員の欠員による減算の状況</u>」については、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。</u></p> <p>③ 「<u>若年性認知症利用者受入加算</u>」については、<u>通所介護と同様であるので、7⑬を準用されたい。</u></p> <p>④ 「<u>総合マネジメント体制強化加算</u>」については、<u>大臣基準告示第125号に該当する場合に「あり」と記載させること。</u></p> <p>⑤ 「<u>サービス提供体制強化加算</u>」については、<u>小規模多機能型居宅介護と同様であるので、42⑧を準用されたい。</u></p> <p>⑥ 「<u>介護職員処遇改善加算</u>」については<u>訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。</u></p> <p>⑦ <u>一体的に運営がされている「小規模多機能型居宅介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。</u></p> <p>53 <u>介護予防認知症対応型共同生活介護</u></p> <p>① 「<u>施設等の区分</u>」については、<u>認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44①を準用されたい。</u></p> <p>② 「<u>夜間勤務条件基準</u>」については、<u>認知症対応型共同生活介</u></p> | <p>⑧ 「<u>若年性認知症利用者受入加算</u>」については、<u>通所介護と同様であるので、6⑩を準用されたい。</u></p> <p>⑨ 「<u>サービス提供体制強化加算</u>」については、<u>認知症対応型通所介護と同様であるので、38⑨を準用されたい。</u></p> <p>⑩ 「<u>介護職員処遇改善加算</u>」については<u>訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。</u></p> <p>⑪ <u>認知症対応型通所介護に係る届出の別紙等が添付されている場合に、介護予防認知症対応型通所介護に係る届出の別紙等の添付は不要とすること。</u></p> <p>49 <u>介護予防小規模多機能型居宅介護</u></p> <p>① 「<u>施設等の区分</u>」については、<u>小規模多機能型居宅介護と同様であるため、39①を準用されたい。</u></p> <p>② 「<u>職員の欠員による減算の状況</u>」については、<u>指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。</u></p> <p>③ 「<u>総合マネジメント体制強化加算</u>」については、<u>大臣基準告示第125号に該当する場合に「あり」と記載させること。</u></p> <p>④ 「<u>サービス提供体制強化加算</u>」については、<u>小規模多機能型居宅介護と同様であるので、39⑦を準用されたい。</u></p> <p>⑤ 「<u>介護職員処遇改善加算</u>」については<u>訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。</u></p> <p>⑥ <u>一体的に運営がされている「小規模多機能型居宅介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。</u></p> <p>50 <u>介護予防認知症対応型共同生活介護</u></p> <p>① 「<u>施設等の区分</u>」については、<u>認知症対応型共同生活介護と同様であるので、41①を準用されたい。</u></p> <p>② 「<u>夜間勤務条件基準</u>」については、<u>認知症対応型共同生活介</u></p> |
|--|--|